

育児休業の制度等に関するご案内

この度はおめでとうございます。今後の妊娠・出産、育児において利用することができる制度のご案内です。

I 妊娠・出産、子育てに関する制度

1. 妊娠中に利用できる制度（妊産婦のみ）

（1）通院休暇

妊娠中または産後1年以内の方（妊産婦）は、保健指導または健康診査を受けるために以下の通院休暇を取得できます。

時 期		回 数	
妊娠中	妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回	※医師等が左記と異なる指示をしたときは、その指示による回数
	妊娠 24 週から 35 週まで	2 週間に 1 回	
	妊娠 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
出産後 1 年以内		医師等の指示があった場合は、その指示の都度	

（2）妊娠中の勤務に関する措置

保健指導または健康診査に基づき医師等から指導を受けた場合、必要な措置を講じます。

①妊娠中の通勤緩和（時差出勤、勤務時間の短縮等）

②妊娠中の休憩時間の延長、回数の増加等



③妊娠中または出産後の症状等に対応する措置

(作業の制限、勤務時間の短縮等、休業等)

2. 産前産後休業

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週）の期間は申出により産前休業が取得できます。

出産後8週間の期間は、原則として産後休業をします。

3. 育児休業

(1) 1歳までの育児休業

1歳に満たない子を養育する方は、育児休業を取得できま

す。育児休業は子の出生から1歳に達する日（誕生日の前

日）の間で希望する期間です。ただし、産後休業を取得した方は、産後休業終了後に

育児休業を取得できます。尚、令和4年10月1日以降の育児休業は、2回に分割し

て取得することができます。



(2) パパ・ママ育休プラス

両親ともに育児休業をする場合で一定の要件を満たす場合は、子が1歳2カ月に達

する日まで育児休業を取得することが可能です。

(3) 育児休業の延長

子が1歳に達する日（パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2カ月）において保育所

に入れない等の事情がある場合は、育児休業を1歳から1歳6カ月まで延長できま

す。さらに1歳6カ月に達する日においても保育所に入れない等の事情がある場合

は、最大2歳まで延長することが可能です。

(4) 出生時育児休業

育児休業とは別に、子の出生後8週間以内の期間に合計4週間（28日）を限度として出生時育児休業を取得することができます。出生時育児休業は2回に分割して取得することができます。また、希望する場合は、休業期間中に一定範囲内で就業することが可能です。

上記1.～3.の制度の申出および相談については下記担当にご連絡ください。

担当 総務部管理者

<電話> 0562-85-7475 <e-mail> k.k.wm-toyoake2@minos.ocn.ne.jp

Ⅱ 休業等に関する社会保険の給付

1. 出産育児一時金

本人または健康保険の被扶養者である配偶者が出産した場合、健康保険から出産育児一時金（50万円）が支給されます。出産育児



一時金は、直接支払制度または受取代理制度により医療機関での出産費用に充てることができます。直接支払制度等の利用については医療機関にお尋ねください。

2. 出産手当金（妊娠・出産した方のみ）

産前6週間および産後8週間のうち休業した期間について、健康保険の所得補償の給付

である出産手当金が支給されます。支給対象となる方には、休業前に支給申請書をお渡しします。また支給額等の詳細は、協会けんぽ（または健康保険組合）のホームページでご確認下さい。

3. 育児休業給付

育児休業期間中、および令和4年10月1日以降については、出生時育児休業期間中は雇用保険の育児休業給付が支給されます。支給額は休業（出生時育児休業を含みます。）開始から6カ月が経過するまでは概ね休業前の賃金の67%、6カ月経過後は50%です。支給対象となる方には必要提出書類を休業前にご案内します。

育児休業給付は、1つの支給期間（1カ月）に10日（10日を超える場合は80時間）を超える日数または時間について就業した場合は支給されません。また、就業によって賃金が支払われる場合、その金額によっては、給付額が減額または支給されない場合があります。出生時育児休業中に就業を希望する方は相談してください。

Ⅲ 休業中の社会保険料等

1. 健康保険・厚生年金保険料

産前産後休業中および育児休業中の健康保険・厚生年金保険料は、原則として、給与並びに賞与共に月の末日時点で休業している場合について全額免除されます。なお、令和4年10月1日以降、給与の健康保険・厚生年金保険料については、前記の月の末日に加え、月の末日を含まない場合でも、1カ月の期間内で14日以上 of 休業があった場合には、免除されるようになります。ただし、令和4年10月1日以降の賞与の健康保険・厚生年金保険料については、賞与支給月の末日を含み、暦日で1カ月間を超える期間につい

て休業している場合にのみ免除されます。

2. 雇用保険料

雇用保険料は免除になりませんが、当該月に支払われた賃金がなければ保険料の支払いはありません。

-----キリトリ-----

意向確認書

私の育児休業制度等の取得意向については以下のとおりです

※該当事項にチェック

- 育児休業を取得予定
- 出生時育児休業を取得予定（令和4年10月1日以降出産の場合）

休業取得の予定なし

未定

令和 年 月 日

氏名 _____